

中央選挙管理会 御中
都道府県選挙管理委員会 御中

平成21年8月10日
東京都新宿区新宿1-14-4
AMビル2階
TEL.03-5367-5430 / FAX.03-5367-5431
司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議

第21回最高裁判所裁判官国民審査に関する要望書

1、来る8月30日、衆議員議員総選挙とともに第21回最高裁判所裁判官国民審査が実施されることになりました。

いうまでもなく、国民審査は、主権者たる国民の公務員選定罷免権にもとづく最高裁判所裁判官に対する国民の民主的コントロールとして憲法が明記する重要な制度であり、政府の任命行為の適否と任命された裁判官の適格性を厳正に審判することによって、最高裁判所の姿勢を正すかけがえのない機会であります。

この趣旨にてらせば、審査対象裁判官の任命経過やその適格性の是非を判断する十分な資料が国民に提供され、かつ、審査人の意思が公正に反映されるよう配慮されるべきは当然のことであります。

しかしながら、現行の最高裁判所裁判官国民審査法によれば、審査公報は僅かなスペースの割振りで一回だけの発行にとどまり、国民に対して甚だ不十分な資料しか与えられていないだけでなく、×印以外の白票について、これを棄権票との区別をすることとなく全て信任票に擬制するという極めて不合理な投票方法をとっており、かねてより、法改正の必要性が強調されてきたことは周知のとおりであります。

2、「司法の独立と民主主義を守る」ことを目的に、38年前発足した当連絡会議は、前記のように不合理な国民審査法の改正問題や最高裁判所裁判官任命手続の改善問題に取り組むとともに、昭和47年12月の第9回国民審査以来、毎回、審査に付される裁判官の姿勢などを含む司法の実情や国民審査の意義を広く国民に訴える活動を行う一方、貴中央選挙管理会ははじめ、各都道府県選挙管理委員会に対し、審査投票の適正確保などに関して要望を重ね、もつ

て国民審査制度の定着に微力をつくしてまいりました。

- 3、本年5月以来裁判員制度が実施され、司法に対する国民の関心がかつてなく高まり、憲法と人権に対する最高裁判所の態度が厳しく問われている今日、当連絡会議は、国民審査制度の本来の意義が実質的に生かされることを願って、貴会に対し、自らまたは各級選挙管理委員会への指揮監督により、下記の措置を確実に講じられたく、強く要望する次第であります。

記

- 1、最高裁判所裁判官国民審査の意義について国民の理解を深めるために
各種公報、新聞広告、垂幕、ポスター、宣伝カーなどを用いて啓蒙宣伝を強められたいこと。
審査公報に、個々の裁判官の経歴、主要関与判例だけでなく、「その他審査に関し参考となるべき事項」として、司法行政及び最高裁判所のあり方に関する所信をも掲載するよう配慮されたいこと。
- 2、審査投票の適正を確保するために、
投票日当日、投票用紙交付場所及び投票記載場所その他投票所の見やすい場所に何人も理解いうる表現で、次の内容を明記した掲示をされたいこと。
罷免しようとする裁判官には×印を記載すること。×印以外の記載は無効となること。
白票のままでの投票は全て信任票として扱われること。
投票したくない人、あるいは信任、不信任いずれとも判断できない人は投票用紙を受けとらなくてもよく、また、いったん受けとった後でも、係員に返すことができること。
前項の啓蒙宣伝において、前記内容の趣旨を予め全国民に周知せしめるとともに、これを投票用紙に刷込んで徹底を期せられたいこと。
投票所の設備として、棄権票投票箱ないし投票用紙返戻箱を設置するなど棄権票の取扱いに適切な措置をとられたいこと。
係員、立合人等において、投票日当日審査人に対し投票強制にわたる言動のないよう予め指示されたいこと。

以上